

## 伊丹市立人権啓発センター 専用使用（減免）許可申請書

申請日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

伊丹市長 様

申請者 団体名 \_\_\_\_\_  
 名 前 \_\_\_\_\_  
 住 所 \_\_\_\_\_  
 電 話 \_\_\_\_\_

伊丹市立人権啓発センター条例施行規則第3条及び第12条に基づき、施設の使用を下記のとおり申請します。

使用目的 (集会名)		予定人数	人
使用日時	年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分	【開始時間	時 分~】
	年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分	【開始時間	時 分~】
	年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分	【開始時間	時 分~】
	年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分	【開始時間	時 分~】
使用区分	<input type="checkbox"/> 人権に関する集会、学習会、講習会等 → 内容 ( ) <input type="checkbox"/> 教養・文化的活動(趣味・娯楽を含む) <input type="checkbox"/> その他 ( )		
(詳細)	対 象 者	<input type="checkbox"/> 会員等の関係者 <input type="checkbox"/> 不特定多数の市民	
	入 場 料 等	<input type="checkbox"/> 無料 <input type="checkbox"/> 有料 ( _____ 円)	
使用場所	人 権 セ ン タ ー	1 階	<input type="checkbox"/> 調理実習室 <input type="checkbox"/> 休養室 <input type="checkbox"/> 教養室
		2 階	<input type="checkbox"/> 大集会室 <input type="checkbox"/> 会議室 <input type="checkbox"/> 小会議室 <input type="checkbox"/> 学習室③ <input type="checkbox"/> 保育室
	児 童 館 ※夜間のみ	1 階	<input type="checkbox"/> 学習室①(図書室) <input type="checkbox"/> 学習室②(ひだまりルーム)
		2 階	<input type="checkbox"/> 遊戯室(ニコルーム) <input type="checkbox"/> 視聴覚室(スマイルーム)
使用器具等	<input type="checkbox"/> マイク <input type="checkbox"/> ビデオ <input type="checkbox"/> テレビ <input type="checkbox"/> その他 ( _____ )		
減 免 等 *この欄は記入し ないでください	●登録 無 ・ 有 登録番号 ( _____ ) ●減免 無 ・ 全 額 (12条(1) ア・イ・ウ) ・ 5 割 (12条(2) ア・イ・ウ) ●使用料 ( _____ ) 円 = (基本使用料 _____ 円 - 減免額 _____ 円)		

## 伊丹市立人権啓発センター 専用使用（減免）許可書

伊丹市立人権啓発センター条例施行規則第3条及び第12条に基づき、施設の使用を上記のとおり許可します。

_____ 様	許可書番号 第 _____ 号 許 可 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
伊 丹 市 長 (印)	

## (裏面)

### 申請にあたっての注意

1. 申請者が、偽りその他不正な行為により使用の許可を受けたとき、許可を取り消す場合があります。(その場合の損害補償はありません。)
2. 申請者が許可なく使用目的の変更、使用権利の譲渡、転貸することは禁止されています。
3. 必要に応じ、団体等の場合、活動内容等を確認できる資料を提出していただくことがあります。
4. 申請内容に変更が生じた場合は、再度申請願います。

### ご利用上の注意

1. 専用使用の許可時間を厳守してください。(準備と後片付けの時間は、専用使用の許可時間に含まれます。)
2. 定員を超えないでください。
3. この専用使用許可書は、使用に際し常に携帯し、人権啓発センターの職員が要求するときは、いつでもこれを提示しなければなりません。
4. 人権啓発センターの建物又は付属設備若しくは備品を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければなりません。
5. 使用者は、専用使用の目的を許可なく変更し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはなりません。
6. 使用者は、施設の使用に際し、危険物の持ち込みを禁止するとともに、施設内の備品以外の持ち込みについては、別途許可が必要です。
7. 使用者は、夜間に施設の使用を行う場合、センター周辺の迷惑とならないよう、騒音等には十分注意してください。
8. 使用者は、施設の使用を終わったときは、直ちに人権啓発センター職員に届け出て点検を受けてください。

#### 【参考】伊丹市立人権啓発センター条例施行規則

##### (利用者の遵守事項)

第18条 使用者その他センターを利用する者(以下「利用者」という。)は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 市長の許可を受けずに、物品の販売、宣伝及び寄付金品の募集その他これらに類する行為をしないこと。
- (2) 市長の許可を受けずに、ポスター・ビラ等を配布し、又は掲示しないこと。
- (3) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (4) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (5) その他市長の指示すること。

上記のほか、伊丹市立人権啓発センター条例、伊丹市立人権啓発センター条例施行規則、及びこれらの規定に基づく人権啓発センター職員の指示に従ってください。

#### 【問い合わせ先】

伊丹市立人権啓発センター『ふらっと』

〒664-0871 伊丹市堀池2丁目2番20号

TEL 072-781-6006

FAX 072-779-6224